

5 基準認証等関係

1 共通的な指針に基づく見直し

(2) 国の代行機関(指定検査機関等)

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
プログラムの著作物の登録事務における民間参入の推進 (文部科学省)	プログラムの著作物の登録については、既に公益法人が指定法人として全面的に事務を行っているところであるが、当該事務を行わせることができる指定法人を公益法人に限定しないことも含め、当該事務の実施主体の在り方について、見直しを図る。			検討・結論	(文部科学省) 文化審議会著作権分科会報告書(平成16年1月14日)」において、プログラムの著作物に係る登録事務については、「一定の業務規制を行うとともに、定期的な検査等を的確に行えば、公益法人以外の機関であっても円滑な登録の実施は確保できると思われること登録事務は形式的な事務であり、仮に円滑な登録を阻害するような業務の実施が行われたとしても、例えば、業務改善命令や指定登録機関の取り消し等の事後的措置によって、十分に申請者の利益が保護できると思われることなどから、公益法人要件を維持しなければならない積極的な理由は乏しいと考えられるので、公益法人要件は廃止することが適当である。なお、公益法人要件を廃止する際には、登録事務の円滑な実施を確保するための方策等について検討する必要がある。」との結論を得た。上記課題について引き続き検討を進めている。	